

(議会事務局 大分県議会会議規則の一部改正)

大分県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月三十日

大分県議会議長 田 中 利 明

大分県議会規則第一号

大分県議会会議規則の一部を改正する規則

大分県議会会議規則(昭和四十年大分県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
第四条を次のように改める。

(会派の届出)

第四条 議員が会派を結成したとき、又は一般選挙により議員となるべき者がその任期開始後に会派を結成しようとするときは、その会派の代表者は、会派の名称、結成(予定)年月日、所属議員の氏名等を文書をもつて議長(一般選挙後、議長が選任されるまでの間は、事務局長。以下この条において同じ。)に届け出なければならない。

2 会派がその名称を政党(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第四条第一項に規定する政党をいう。以下同じ。)の名称(当該政党が略称を用いているときは、その略称を含む。以下同じ。)とする場合にあつては、当該会派に所属する議員の全員が当該政党に所属していなければならない。この場合においては、当該会派に所属する議員が当該政党に所属することを証明する書類(以下この条において「所属証明書」という。)を議長に提出しなければならない。

3 会派は、その名称を現に届出がなされている会派の名称とすることができない。

4 同一の名称を使用しようとする複数の会派から第一項の規定による届出(以下この条において「会派結成届」という。)が同日に提出されたときは、抽選により当該名称を使用することができる会派を決定する。

5 議員の任期開始前に提出された会派結成届は、その任期開始の日に提出されたものとみなして前項の規定を適用する。

6 会派の代表者は、会派結成届に記載した事項に変更があつたときは、任期満了による場合を除き、その変更の日から十四日以内に、その変更に係る事項を第一項の規定の例により届け出なければならない。所属証明書の内容に変更があつたときも、同様とする。

7 議員は、その所属会派を議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。